

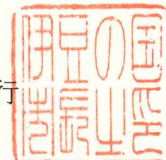
伊豆の国市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年4月1日

伊豆の国市長 山下 正行



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	区域名	大字	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の 存続期間
1	韮山北	奈古谷	4.9023ha	33名	49筆	R8.4.1～R11.3.31

2 縦覧場所

伊豆の国市農林課

伊豆の国市のホームページ

(<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/shinrin/sinrinkeieikanriseido.html>)

3 本公告により、伊豆の国市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

4 当該経営管理権集積計画は、森林経営管理法第12条により、共有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明者として同意みなしとされた者は、次に掲げる場合において、伊豆の国市に計画の取消しを申し出ることができる。

- (1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、
 - ① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ている場合。
 - ② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通ずべき損失の補償をした場合。

以上